

第 11 号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む

政府は10月18日、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の一部を改正する法律案を閣議決定しました。労働基準法第32条の4に定められている「1年単位の変形労働時間制」を、都道府県・政令市の条例により公立学校の教員に適用できるよう、給特法第5条に地方公務員法第58条の読み替え規程を整備するものです。

地方公務員法第58条は、労働基準法第32条の4「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員には適用しないと定めています。住民の生活や福祉に直結する公務員の業務に「繁閑」はなく、また、公務員には使用者と対等の立場で結ばれる労働協約の締結権が与えられていなかったためです。さらには、「1年単位の変形

祉に資するといい労働法の理念を侵し、憲法の労働基本権を逸脱するものに他なりません。こうしたやり方が許されれば、労働基準法がなし崩しに改悪され、いくこととなり、ことは、労働者全体に関する重大な問題です。

そもそも、時間外勤務が強いられて、いる状態が違法であり、政府

1年単位の変形労働時間制とは

1ヶ月を超え1年以内の期間を繁閑期に分け、「繁忙期」は1日10時間まで所定勤務時間とでき、期間全体で平均労働時間が、1日当たり8時間に収めるようにする制度。

現行法では民間事業所のみが対象で、教育公務員を含む地方公務員は対象外となっています。同制度を導入する場合、過半数労働者の同意に基づく使用者との「協定」が必要ですが、この同意事項に変え、都道府県・政令市の条例で定めることとするというのが、法案の内容です。

現行法上、使用者は、期間の初日の少なくとも30日前に、最低でも1カ月分の労働日と労働日ごとの労働時間を定める必要があり、さらに、一度決めるとき途中での変更ができません。

緊急国会行
「1年単位の変形労
働時間制」は、1日8
時間労働の原則を壊す
という、労働者にとつ
て重大で深刻な不利益をもたら
します。だからこそ、労働基準
法は、変形労働時間制を適用す
る条件として「労使協定」の締
結を厳格に求めます。しかし、
法案は「労使協定」ではなく「条
例」をつくれば公立学校にも適
用できるとする内容です。労働
者の命と健康を守り、生活と福

「労働時間制」の導入の条件として1ヶ月を超えて1年以内の一定の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないこととし、週の労働時間をあらかじめ定めておくことが困難な業務については適用する余地がないとされています(厚生労働省通知・指針)。こうしたことから、学校現場への導入ができないことはあまりに明らかで

閣議決定

過重過密な働き方を制度化するなんて
人間的な環境整備は教育条件の要諦

ます。(以前に示した図を再掲)
「ごまかし」で非人間的な労働を強いる同制度の導入は、子どもの教育への責任という観点からも許されません。人間的な環境は教育条件の要諦です。檜山教員は、同義決定の教員と組



発行

檳山教職員組合

〒 043-0056 江差町字陣屋町 86-1
TEL 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp



緊急国会行動で法案撤回を訴える教職員たち=10月25日、衆議院第2議員会館前

1年単位の変形労働時間制とは	なく「条规定」の締結しかし、生活と福校にも適す。
<p>1ヶ月を超える1年以内の期間を繁忙期に分け、「繁忙期」は1日10時間まで所定勤務時間とでき、期間全体で平均労働時間が、1日当たり8時間に収めるようにする制度。</p> <p>現行法では民間事業所のみが対象で、教育公務員を含む地方公務員は対象外となっています。同制度を導入する場合、過半数労働者の同意に基づく使用者との「協定」が必要ですが、この同意事項に変え、都道府県・政令市の条例で定めることとするというのが、法案の内容です。</p> <p>現行法上、使用者は、期間の初日の少なくとも30日前に、最低でも1ヵ月分の労働日と労働日ごとの労働時間を定める必要があり、さらに、一度決めると途中での変更ができません。</p>	<p>割り振ることにしましたが、わずか4時間でさえも、調整できなかつた」と言います。同制度では、実施の30日前に勤務時間を定めておくことが必須で、しかも一度決めると途中</p>

「1年単位の変形労働時間制」導入について
あなたの声をお寄せください!

ニュースで交流したり、今後のとりくみに反映したりします。用紙は最寄りの組合員へ。

田舎じこが認定されています。
「1年単位の変形労働時間制」について、あなたの声をお寄せください！寄せられた声は、「止めよう」「導入を許さない様などり

「1年単位の変形労働時間制」の導入について

賛成・反対・どちらでもない

2. 安倍政権が、公立学校の教員に「1年単位の変形」といふことについて、あなたの声をお寄せください。

あなたの率直な声を

QRコードからの回答もできます

- 12月9日までのとりくみです。
- 下記にFAXでも可です。

・全北海道教職員組合 011-742-1001
・檜山教職員組合 0139-52-1490



1年間の変形労働時間制

全教弁護団事務局長

蘇士讚并生蘭藤齋先生集

10・18国会前行動 まとめ集会

んなものを考慮して、一年単位の変形労働時間制を入れるかどうかなどということを検討する余地はないというのに、この条文の考え方だ。

労基法の適用
的な権利が尊
にされる大改
悪なんだとい
位置づけが必
要。

豪雨・台風被災救援募金

子どもと学校への支援

ご協力お願ひします

立て続けに襲う豪雨や台風。多数の犠牲と甚大な被害をもたらしました。幼い命も失われました。今なお、全容がわからないまま、被災者は疲労困憊の状態です。一刻も早い支援が求められます。道教組を窓口とした子どもと学校の支援募金をとりくんでいます。職場分会を通じて募金袋をお届けしています。皆様のご協力を心よりお願いいたします。



法案が閣議決定された10月18日に実施された緊急国会前行動。まとめの集会で全教弁護団事務局長の齋藤園生弁護士が報告しました。その概要を紹介します。

ここ数年、教職員の働き方は尋常ではないという認識は、市民的にも広がっている。全体の6~7割が過労死レベルを超えるところで働いていることは「尋常でない、何とかしなくはならない」と、みんなが思つ

「マカシの二つ目は、夏休みに本当に休めるのか、ということ。
「休んでください」と言うが、そんな保障は制度的にどこにもない。
「一生懸命働いて、夏休みに何とか休んだとしても、休みでない日にはまた長時間労働する」。それだけの話で、全体としての労働時間が短くなるはずがない。当たり前。仕事量と人の数が変わらないのだから。これを変えなければ労働時間が短くなるという効果は期待できない。

学期中は絶対短縮できない。所定の労働時間の終了が、今4時45分だとしたらそれが6時になり、場合によつては7時になつて、帰る時間がどんどん遅れる。そうすると、働き続けられなくなる職員が続出するのではないか。それに、変形労働時間をやつても残業は禁止ではない。教員の場合は、給特法のもので、残業代はつかないので、青天井に残業は残る。

「たしかに学期中は忙しくて大変かもしれない。だけど夏休みがあるじゃないか。夏休みにまとめて休んでいただいたら年間通して少しは労働時間が短くなる」ということ。

「労働基準法」という法律は、当然公務員にも適用される。当たり前のこと。労働者だから。ところが、これは最低限の基準だから労働者みんなに全部が適用されなくてないけないはずなのに、おかしいことに公務員の特殊性を考えて「適用除外」だとして、除外項目があるという建て付けだ。「1年単位の変形労働時間制」を導入するときの労使協定をすつ飛びしている、ということ。

2019檜山合同教育研究教科等集会講演要旨

「ひやま」号外発行



子どもたちの中へ戻りでいる宝物

卷之三

10月5日開催の檜山合同教育研究教科等集会(江差小会場)で行われた講演会の要旨がまとめられました。生徒のつづり作品を可能な限り紹介する必要から、「ひやま」号外として発行しました。号外はA4版の大きさで10頁立ての冊子様式となっていました。

電話0139-52-0858 FAX0139-52-1490

うれしいとき、かなしいときあなたを応援します。

総合共済

制度が導入された時、一番大変なのは管理職。教育委員会も。1年間の労働力レンダーを書かなければならない。この労働者は何時から働いて何時に終わるか、どうカレンダーを作るのは使用者の義務。それをやるのは管理職。ただでさえ忙しい管理職にその仕事が加わつたら、おそらく成り立たなくなるのです。

教育委員会、管理職含めて導入しないの運動を広げなくては。弁護士も、労働法への挑戦と一緒にがんばりたい。